

# 住宅借入金等特別控除を受けられる方へ

令和2年10月現在

- 住宅借入金等特別控除を受けるためには、確定申告書に下記の書類を添付して提出する必要があります。

必要書類		発行機関等	チェック欄
住宅借入金等特別控除 (共通書類)	「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」 (国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると簡単に作成できます。)	国税庁HP 又は 最寄りの税務署	<input type="checkbox"/>
	「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(原本)	金融機関等	<input type="checkbox"/>
	「家屋の登記事項証明書」(原本)	法務局	<input type="checkbox"/>
	【家屋とともに土地も取得された方は】 「土地の登記事項証明書」(原本)	法務局	<input type="checkbox"/>
	「家屋の売買契約書(※)」又は「工事請負契約書(※)」(写し)	手持分の該当箇所を コピーする。	<input type="checkbox"/>
	【家屋とともに土地も取得された方は】 「土地の売買契約書(※)」(写し)	手持分の該当箇所を コピーする。	<input type="checkbox"/>
	【補助金を受けられた方は】 交付を受けた補助金等の額を証する書類	補助金等の交付機関	<input type="checkbox"/>
【住宅取得等資金の贈与の特例を受けられた方は】 その金額が分かるもの(写し)	手持分の該当箇所を コピーする。	<input type="checkbox"/>	

(※) 支払金額が記載された頁・不動産の所在地が記載された頁・契約者双方の署名押印のある頁・収入印紙が貼付してある頁のコピーが必要です。

- また、「認定長期優良住宅等を新築された方」や「増改築等をされた方」は上記「共通書類」に加えて、以下の書類が必要となります。

	認定長期優良住宅 を新築した場合	低炭素建築物 を新築した場合	低炭素建築物とみなされる 特定建築物を新築した 場合		
認定住宅 を新築	「長期優良住宅建築等計画の 認定通知書」(写し)	「低炭素建築物新築等計画の 認定通知書」(写し)	—	市区町村	<input type="checkbox"/>
	「住宅用家屋証明書」 (原本若しくは写し)  又は	「住宅用家屋証明書」 (原本若しくは写し)  又は	「住宅用家屋証明書」 (原本若しくは写し)	市区町村	<input type="checkbox"/>
	「認定長期優良住宅建築証 明書」(原本)	「認定低炭素住宅建築証明 書」(原本)	—	・建築士 ・指定確認検査機関 ・登録住宅性能評価機関 等	

増改築等	「増改築等工事証明書」(原本)  ※増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕・模様替えの工事の場合は、 「建築確認済証」又は「検査済証」(いずれかの写し)でも可	・建築士 ・指定確認検査機関 ・登録住宅性能評価機関 ・住宅瑕疵担保責任保険法人 等  ※ 県又は市区町村	<input type="checkbox"/>
------	---	---	--------------------------

注1 中古住宅(建築後、木造等は20年超、耐火構築物は25年超の家屋)を取得した方並びに特定増改築等住宅借入金等特別控除、認定住宅新築等特別税額控除、住宅特定改修特別税額控除及び住宅耐震改修特別控除を受けられる方は、最寄りの税務署にお尋ねください。

注2 住宅取得等資金の贈与を受けられた方は、贈与税の申告が必要になる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

※最寄りの税務署の電話番号は、国税庁ホームページでご確認ください。